

白鷹町ごみ処理基本計画

令和 8 年 3 月
白鷹町

目 次

【第1章：基本的事項】

1. ごみ処理基本計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. ごみ処理基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【第2章：白鷹町の概況】

1. 人口・世帯動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 産業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【第3章：ごみ処理の現状及び課題】

1. ごみ処理の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. ごみ処理の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. ごみに関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【第4章：ごみ排出量の見込みと排出抑制目標】

1. 人口の将来予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. ごみ排出量の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. ごみ排出抑制目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

【第5章：ごみ排出抑制のための方策】

1. ごみ排出抑制の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. ごみ排出抑制に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
3. ごみ減量化・資源化の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

【第6章：ごみの適正処理の推進】

1. 収集運搬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 中間処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3. 最終処分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

【第7章：計画の推進】

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- 資料編・・ 25

第1章 基本的事項

1. ごみ処理基本計画の目的

白鷹町では、平成27年3月に「白鷹町ごみ処理基本計画」を策定し、ごみの減量化や資源化に取り組んできました。

前計画の策定以降、国においては、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行、令和6年に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物等の発生抑制、循環資源の再利用等の取組を推進してきました。また、県においては、令和3年に「第3次山形県循環型社会形成推進計画」を策定し、循環型社会の実現に向けた効果的かつ的確な取組を推進してきました。

本町においては、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すべく、令和3年11月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和5年3月に環境の保全等に関する施策を総合的に推進することを目的に「第3次白鷹町環境基本計画」を策定しました。廃棄物は、環境の保全、二酸化炭素排出量にも影響があることから、環境基本計画においても、ごみの減量・資源の循環の推進を重要な取組の一つとして位置づけています。

しかしながら、本町においては、一般廃棄物の総量は人口減少に伴い減少傾向にあるものの、1人1日あたりの生活系ごみの排出量は増加傾向にあります。また、各地区集積所での資源回収のほか、スーパー等の店頭回収も定着しており、町民の方々の資源化の意識は高まっているものの、循環型社会の実現に向けて、さらなる排出抑制、減量化、資源化を推進していく必要があります。

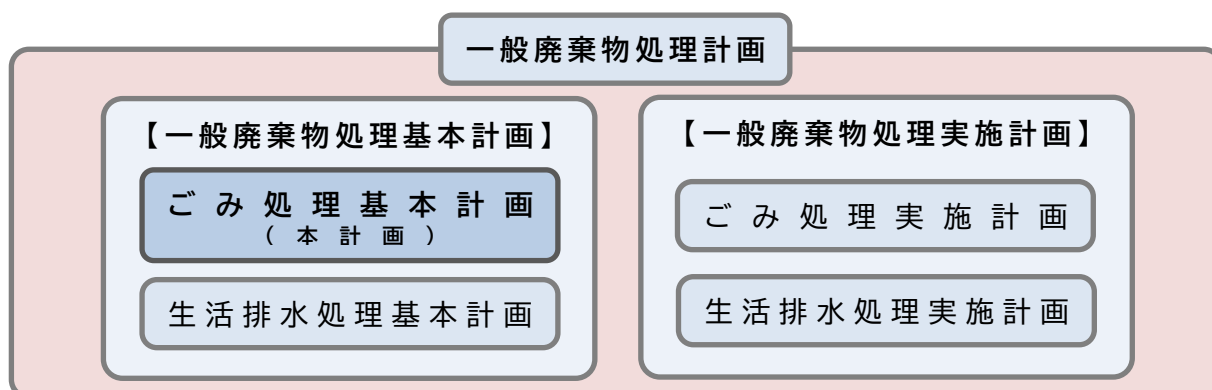
以上のことから、「共創のまちづくり」の理念に基づき、「第6次白鷹町総合計画」で掲げた将来像「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」の実現、そして、次世代に継承できる良好な環境の保全及び持続可能な社会の実現を目指し、ごみ処理基本計画を策定します。

2. ごみ処理基本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

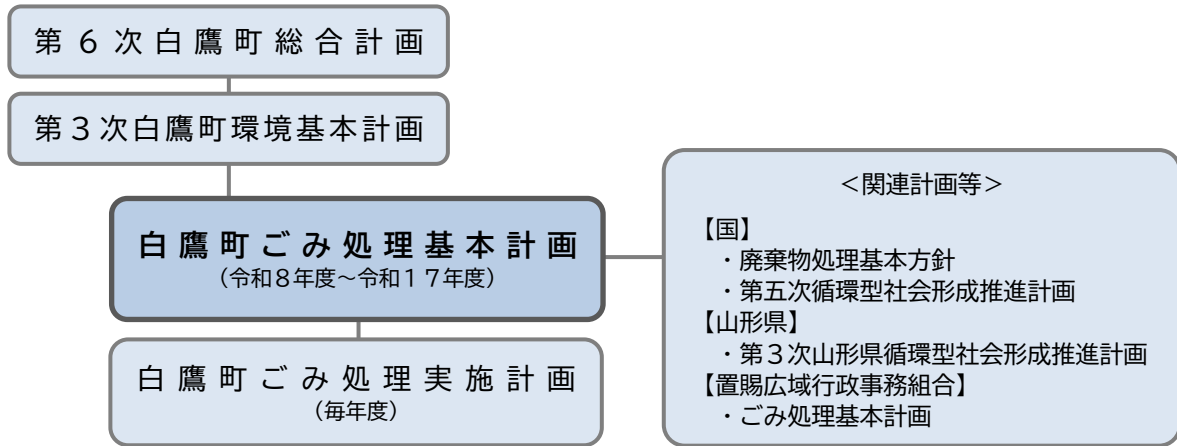
一般廃棄物処理計画は、同法施行規則第1条の3の規定により、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び②基本計画の実施のために必要となる各年度の事業（収集、運搬、処分など）について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）により構成されます。

白鷹町ごみ処理基本計画は、これらの計画のうち一般廃棄物処理基本計画として策定します。



(1) 関連計画との整合性

ごみ処理基本計画の策定に当たっては、第6次白鷹町総合計画、第3次白鷹町環境基本計画との整合性を図るものとします。また、国、県、置賜広域行政事務組合の関連計画等との整合性を図ります。



(2) 計画対象区域

ごみ処理基本計画の対象区域は、白鷹町の全区域とします。

(3) 計画の範囲

計画の対象となる廃棄物の範囲は次のとおりとします。

【一般廃棄物】

生活系ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ 水銀有害ごみ 粗大ごみ 古紙・布類 空き缶 ガラスびん ペットボトル プラスチック製容器包装類
事業系ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ 水銀有害ごみ 粗大ごみ 古紙・布類 空き缶 ガラスびん

(4) 計画期間と目標年次

計画の期間は、開始初年度を令和8年度とし、目標年度を令和17年度までの10年間とします。

計画期間	令和8年度～令和17年度の10年間
目標年度	令和17年度(2035年度)

第2章 白鷹町の概況

1. 人口・世帯動態

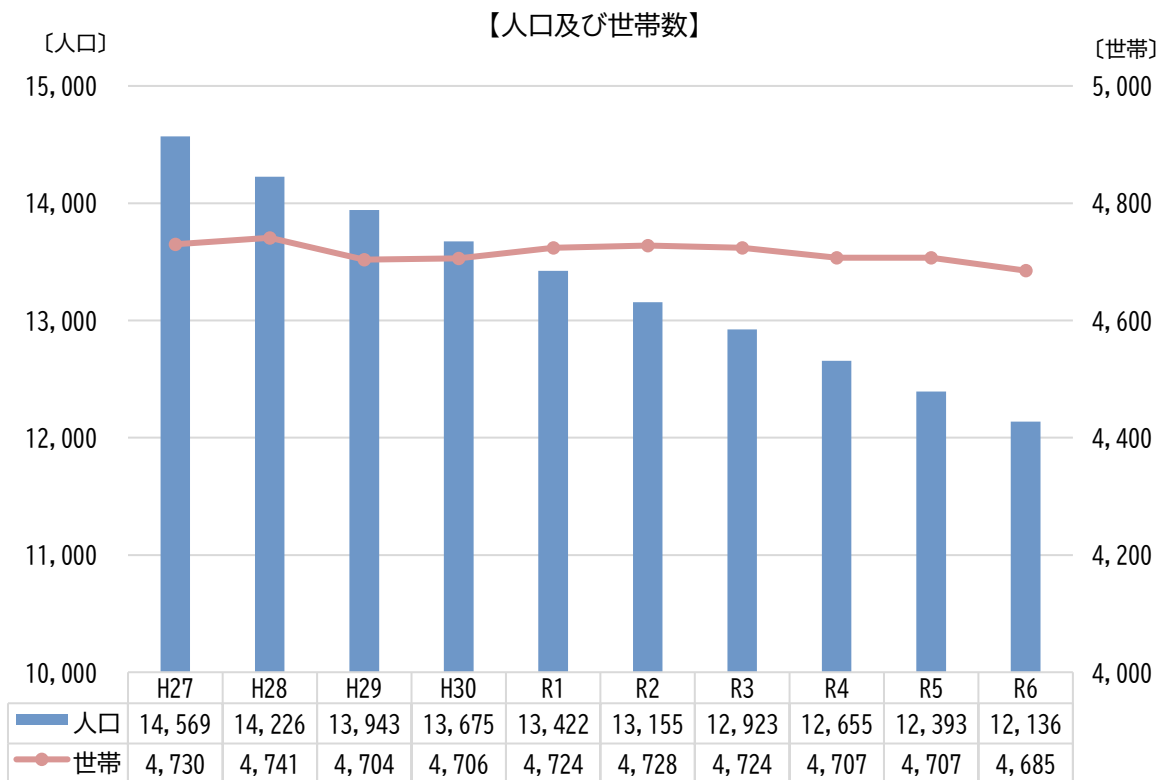
(1) 人口

本町における人口の自然増減は、近年、出生数が40人前後、死亡者数が240人前後であり、毎年約200人が減少しています。令和3年から令和5年の年代別人口動態をみると、進学や就職等により18歳から24歳において転出超過となる一方、25歳から39歳では転入超過の傾向があります。これは、結婚や子育てに伴うUターン層と考えられます。また、労働力確保のため、外国人材の転入も社会増の要因となっています。

しかしながら、人口減少は今後も進んでいくことが想定され、国立社会保障・人口問題研究所による2023年推計では、令和17年の人口は9,458人と推計されています。

(2) 世帯数

人口は減少しているものの、世帯数は、横ばい傾向にあります。核家族化の進行などにより、今後も横ばい又は微減傾向が続くものと予想されます。

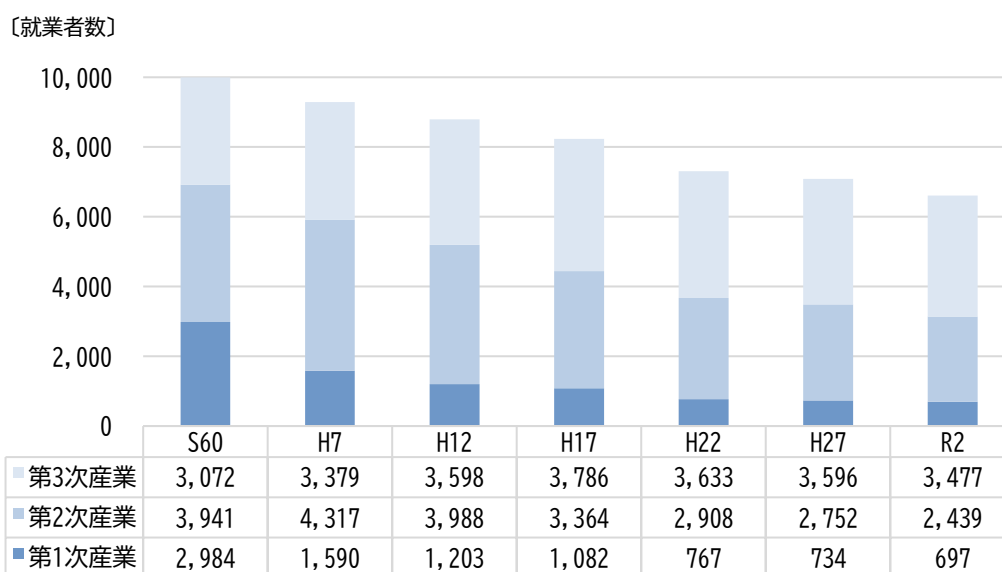


資料：住民基本台帳データ

2. 産業の動向

本町の産業別就業人口の構成比は、第1次産業が10.5%、第2次産業36.9%、第3次産業52.6%(令和2年国勢調査より)となっています。また、令和4年度の白鷹町民の所得は317億円で、県全体3兆1,200億円の1.0%の構成となっています(山形県みらい企画創造部「令和4年度市町村民経済計算推計結果」より)。人口減少が続く中、依然として若年層は町外へ流出しており、地域社会の活力低下を招いています。

【産業別就業者数の推移】

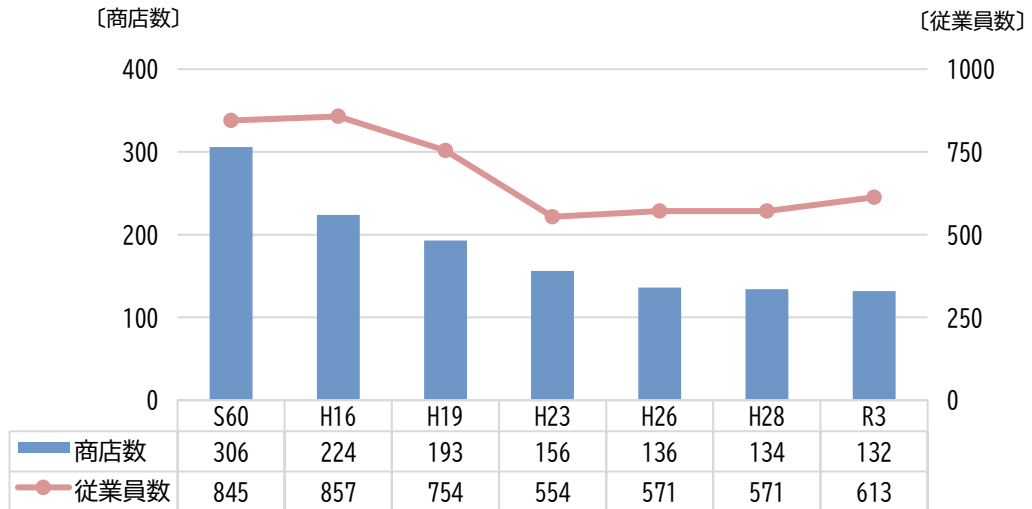


資料：国勢調査

種別	業種
第1次産業	農業、林業
第2次産業	製造業、建設業、鉱業
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業 など

(1) 商業

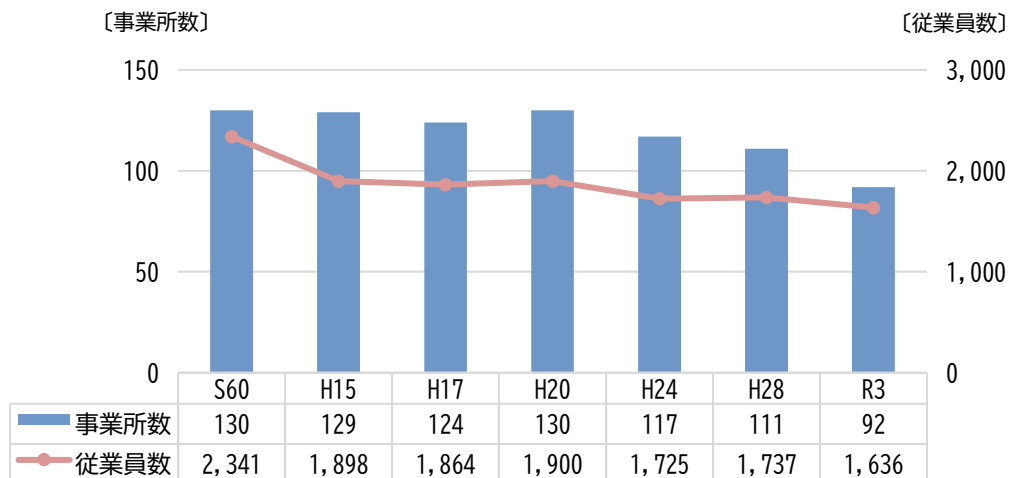
商店数は、令和3年は132店舗であり、減少傾向が続いています。人口減少による影響のほか、スーパーやコンビニエンスストア等の出店があったものの、国道348号の道路整備に伴う商圈の拡大、山形市や長井市における大型店の出店、インターネット通販の普及などにより、町外消費が拡大したことが影響しているものと考えられます。



資料：商業統計調査 ただし、平成28年以降は経済センサス-活動調査における集計です。

(2) 工業

事業所数は、令和3年は92事業所であり、商店数と同様に減少傾向が続いています。業務内容については、輸送用機械、生産用機械、窯業・土石製品製造業、電気機械器具製造業、食品製造業が大きなウェイトを占めています。自社ブランドを持つ企業や高度な技術を有する企業がある一方、ほとんどが経済情勢の変化の影響を受けやすい下請企業であり、また、小規模零細事業所が多いことから、景気に左右されやすく経済情勢の変化に弱い面をもっています。また、働き手不足も課題となっています。



資料：工業統計調査・全数調査年のみ掲載。ただし、平成24年以降は経済センサス-活動調査における集計です。

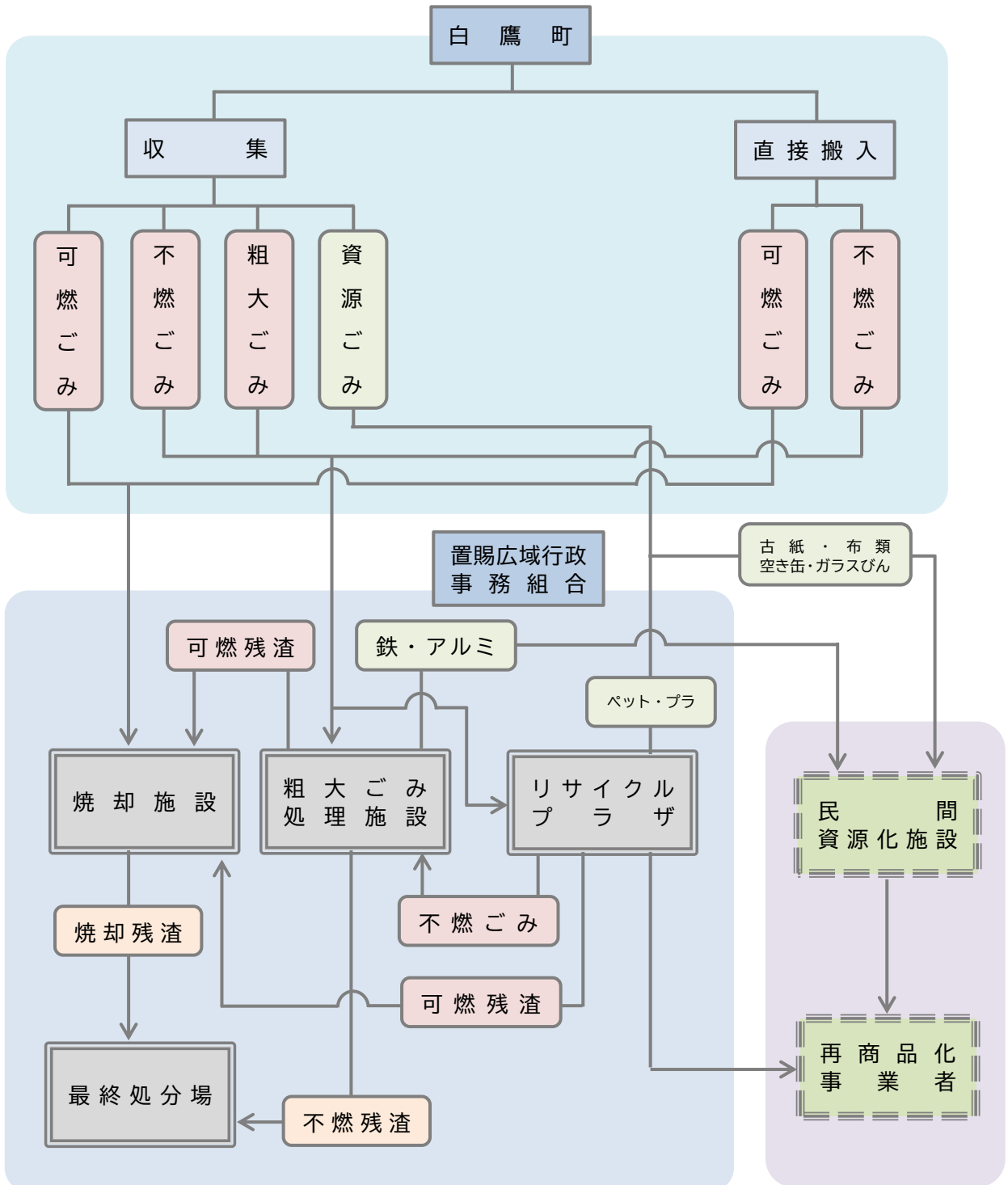
第3章 ごみ処理の現状及び課題

1. ごみ処理の流れ

本町のごみ処理は、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみに大別されます。種類ごとに収集し、置賜広域行政事務組合において処理を行っています。

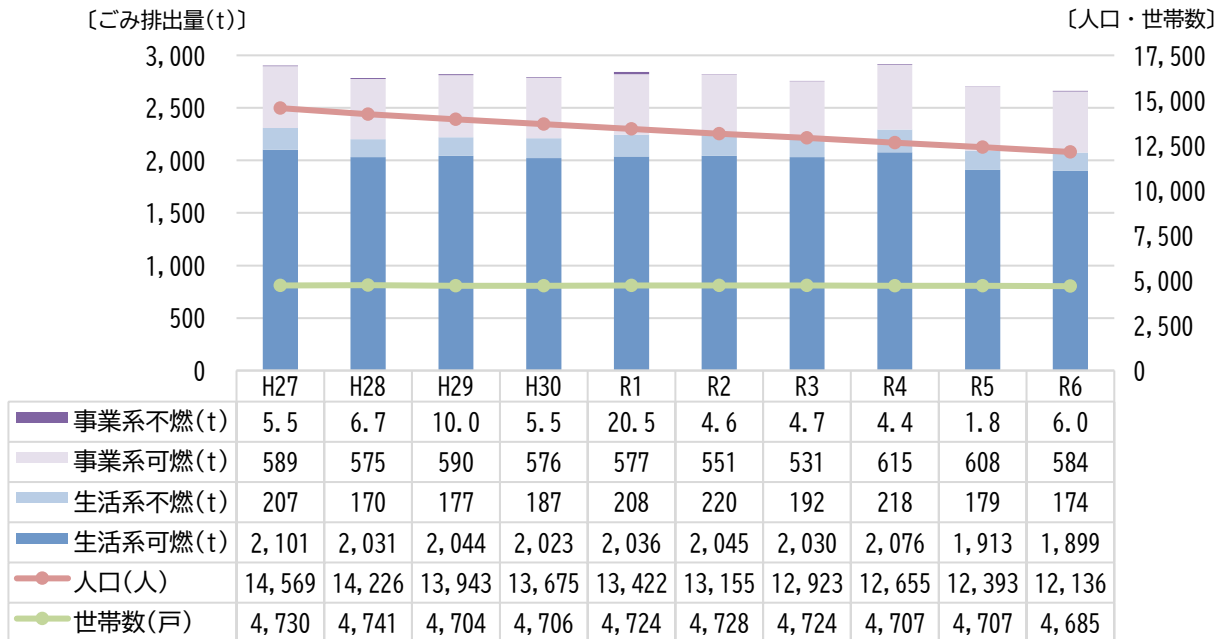
資源ごみとして収集している品目は、古紙・布類・空き缶・ガラスびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装類です。

<排出から処分にいたるまでの主な流れ>



2. ごみ処理の実績

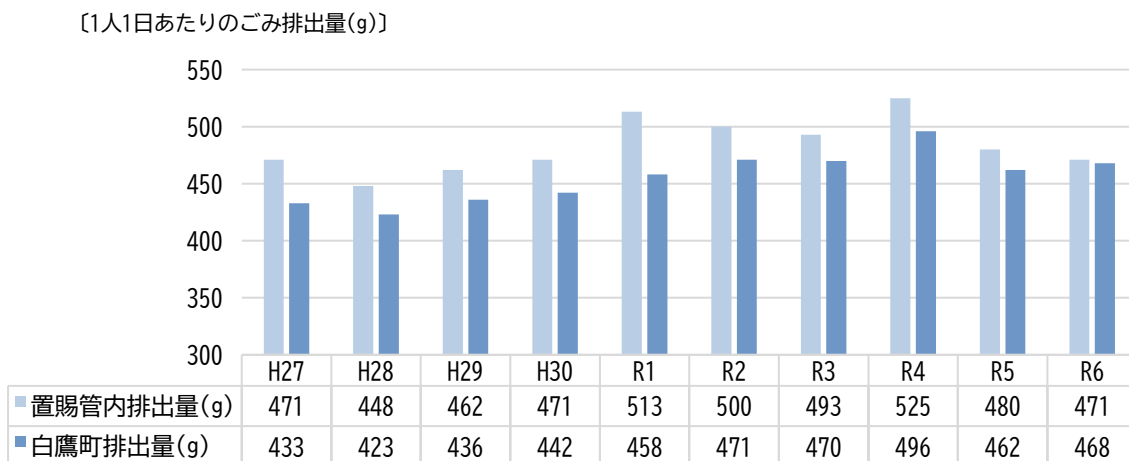
(1) ごみ排出量の推移（生活系ごみ・事業系ごみ）



ごみの排出量（生活系・事業系）は、人口減少に伴い、減少傾向で推移していますが、令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の流行により使い捨ての衛生用品が普及したことなどから、排出量が若干増加しました。

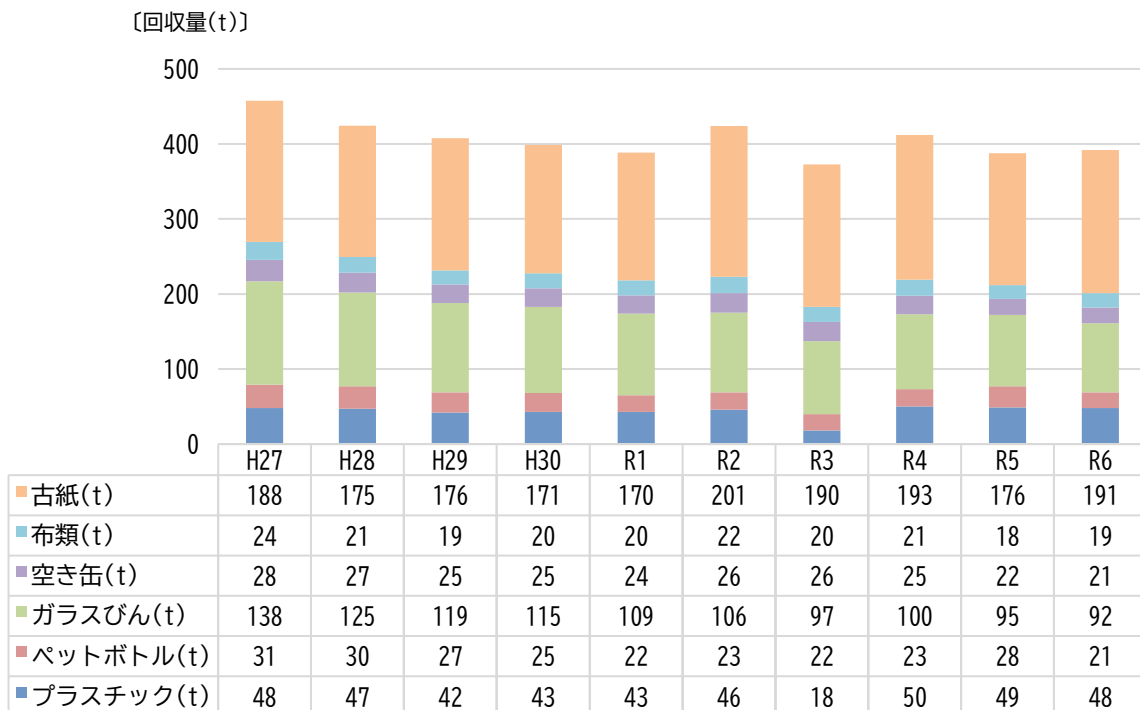
人口は減少しているものの、使い捨てのライフスタイルの影響もあり、人口の減少幅より排出量の減少幅は小さい状況です。世帯数が横ばいであることも、排出量に影響していると考えられます。

(2) 1人1日あたりのごみ排出量（生活系ごみ：可燃ごみ・不燃ごみ）



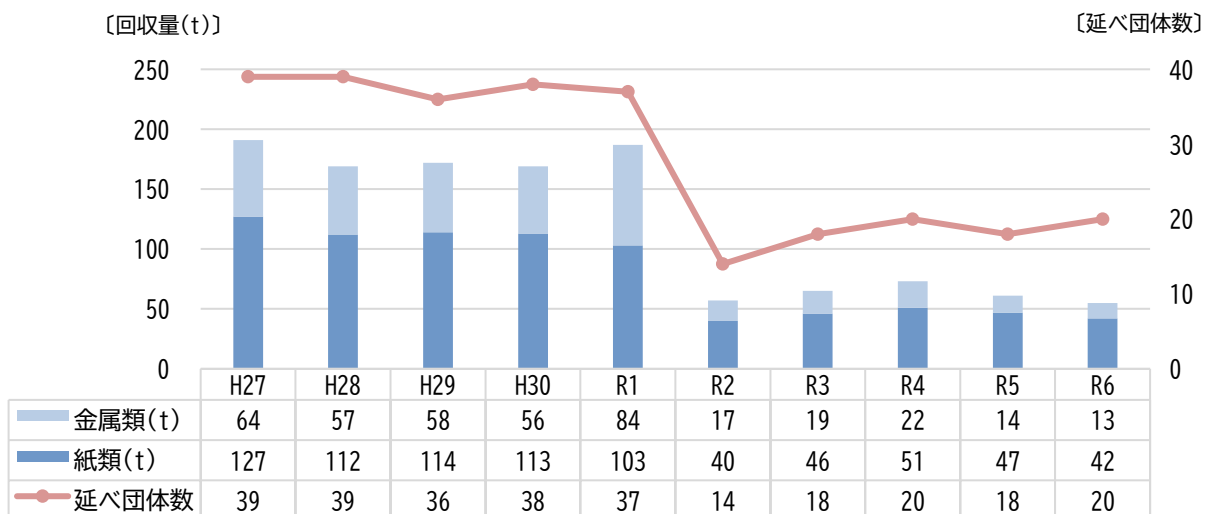
1人1日あたりの生活系ごみの排出量は、平成28年度の423gを下限に年々増加傾向となっており、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度から4年度頃には500gに迫る状況となりました。その後、平常時の生活スタイルに戻り、流行前の水準に戻りつつありますが、概ね横ばいで推移しています。なお、白鷹町の排出量は、置賜3市5町における平均値を常に下回っています。

(3) 資源物の回収の推移（各地区集積所分）



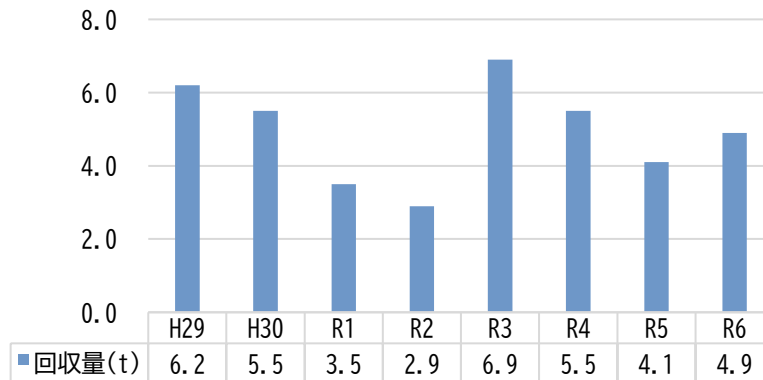
集積所における回収分は、近年は概ね横ばいであるものの、人口減少に伴い、全体的には減少傾向となっています。ガラスびんの回収量の減少は、容器のペットボトル化などが主な要因であると考えられます。ペットボトル、プラスチック製容器包装類は概ね横ばいですが、集積所ではなく、スーパー等の店頭回収に出すケースも定着しています。

(4) 有価物集団回収（集団回収分）



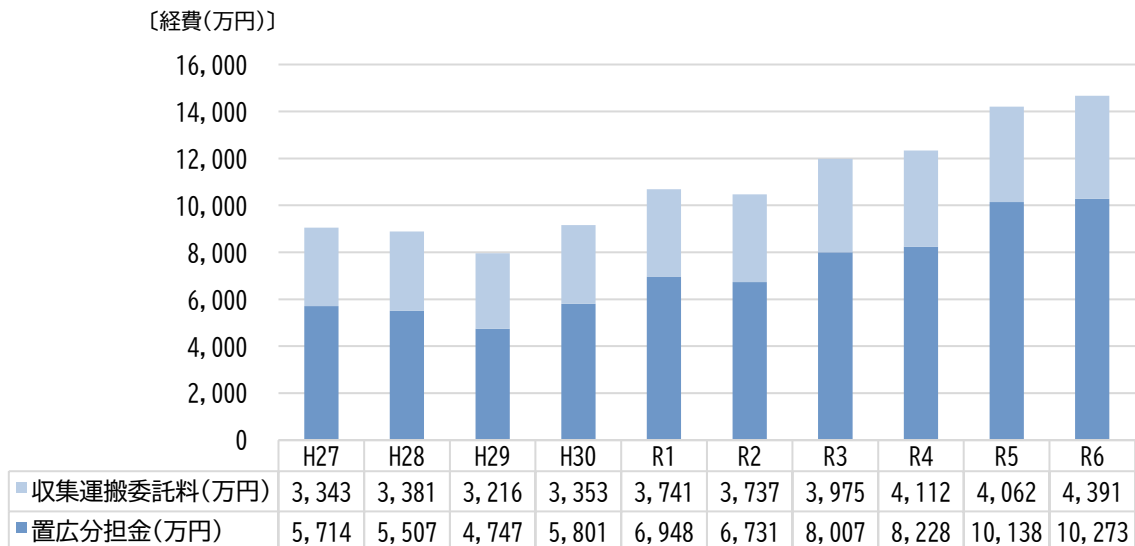
令和元年度までは概ね横ばいの資源回収量となっていました。令和2年度には新型コロナウイルス感染症の流行により回収量、実施団体数ともに落ちこみ、以降、流行前の水準には戻らない状況です。

(5) 小型家電・古着回収



白鷹町美しい郷づくり推進会議において、年間2回実施しています。回収量は年度により増減はあるものの、広く認知されており、多くの方が利用しています。

(6) 置賜広域行政事務組合のごみ処理経費（分担金）と収集運搬経費



置賜広域行政事務組合のごみ処理経費（分担金）は、各クリーンセンターの運営費用や施設の維持費用などについて、前年度のごみの排出量に応じた割合により置賜3市5町が負担しています。ごみ処理施設整備事業などが実施された場合は、整備費についても各市町が負担することから、支出額が大きくなります。

当町でごみ処理量が減少した場合、負担割合が低くなり、負担金額も減少します。また、ごみの減量化により施設の延命化が図られれば、長期的には負担が少なくなると予想されます。

ただし、今後は、千代田クリーンセンター焼却炉について大規模な基幹改良工事が予定されているため、分担金は増加すると見込まれます。

ごみの収集運搬は、長井市・飯豊町・白鷹町を一括収集区域として、収集運搬業者へ委託しています。一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル）、粗大ごみ、有価物、ガラスびんの収集運搬及びガラスびんの選別中間処理をそれぞれ委託していますが、近年は物価高騰の影響により経費が増大し、過去10年間で30%を超える増加率となっています。

3. ごみに関する課題

環境への負荷を低減し、次世代へ継承できる良好な環境の保全を実現するためには、一人ひとりが、更なるごみの減量化と資源化に積極的に取り組んでいく必要があります。

(1) 生活系ごみ

白鷹町の生活系ごみ排出量は、人口減少に伴い、若干減少傾向にありますが、人口の減少幅に比べごみ排出量の減少幅は小さく、1人1日あたりの排出量は増加傾向にあります。使い捨てのライフスタイルなどの影響が考えられます。

自らが排出者であるという自覚を持ち、必要以上に余分な物を買わない、資源になるものは資源回収に出すなど、一人ひとりが4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取組を理解し、発生抑制や排出抑制に取り組んでいく必要があります。

「4R」

- ① R e f u s e （リフューズ）：〔発生抑制〕 必要のないものを断る
- ② R e d u c e （リデュース）：〔減 量〕 生産、流通、消費段階でごみの量を減らす
- ③ R e u s e （リユース）：〔再使用〕 繰り返し使う、修理して使う
- ④ R e c y c l e （リサイクル）：〔再生利用〕 資源として活かす

(2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、事業所数は減少傾向にあるものの、ごみ排出量は近年増加しています。景気の動向や事業活動が影響するものと考えられますが、いずれにしても、適正分別や資源化への取組は重要となります。置賜広域行政事務組合で作成した事業系ごみのガイドラインの活用などにより、適正分別や資源化への積極的な取組を促進していく必要があります。

(3) 資源回収

各地区集積所における資源回収量は、近年、横ばい傾向にあります。集積所以外でも、店頭回収を利用する場合も多いため、一概に資源回収が進んでいないとは言えないものの、可燃ごみの中には資源回収の対象となるごみも多く含まれるため、更なる資源化を促進する必要があります。

また、子ども会を中心とした集団回収の実施団体数は、少子化に加え、新型コロナウイルスの影響により減少しています。実施団体数の減少を抑える取組が必要です。

(4) ごみの適正処理・分別

近年、充電式家電等に使用されるリチウムイオン電池の不適正な廃棄方法により、運搬や処理過程において、発煙や発火が起こる事例が全国的に問題となっています。置賜管内においては、不適正な不燃ごみの出し方により、破碎設備が故障した事例が発生しています。不適正なごみの分別・廃止により、収集運搬や処理が滞り、莫大な修繕費用が発生することとなります。適正処理の周知徹底が必要です。

また、現在、不燃ごみとなっている製品プラスチックについては、今後、資源回収の対象となる予定です。分別方法の変更があった場合、より分かりやすい周知をする必要があります。

第4章 ごみ排出量の見込みと排出抑制目標

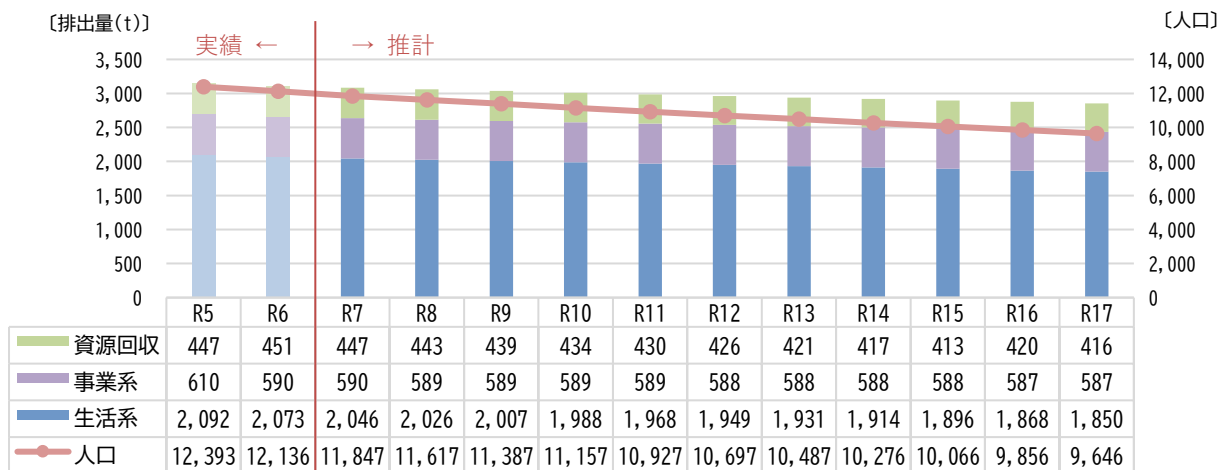
町が、計画的なごみ処理を実施できるよう、排出量について将来予測をした上で、減量化・資源化施策の実施による目標を設定します。

1. 人口の将来予測

年度ごとの1人1日あたり排出量を算定するにあたっては、住民基本台帳の人口（年度末時点）をベースに算定しているため、将来予測にあたっては、令和6年度末時点の住基人口をベースに、国立社会保障・人口問題研究所の推計データから算定した増減率を乗じて推計します。

2. ごみ排出量の将来推計

排出量は、過去10年間の傾向などから、将来の排出量を推計しました。



①生活系ごみ（可燃・不燃）については、過去10年間の排出量（※）及び人口から単回帰直線を引き出し、その回帰式により将来の排出量を予測しました。その結果、令和17年度は1,850 t（令和6年度比△10.8%）となりました。ただし、1人1日あたり排出量に換算すると525 gとなり、令和6年度実績の468 gを上回る結果となりました。

（※）ただし、コロナ禍により排出量の変動が大きい令和元年度から令和4年度は除いて推計しています。

②事業系ごみ（可燃・不燃）は、過去10年間の事業所数と排出量に相関関係が見られない事、また、事業活動により排出量が増減することが考えられる事から、回帰式による予測は困難であるため、過去10年間の平均値を算出し、令和17年度の推計値を587 g（令和6年度から△0.5%）としました。

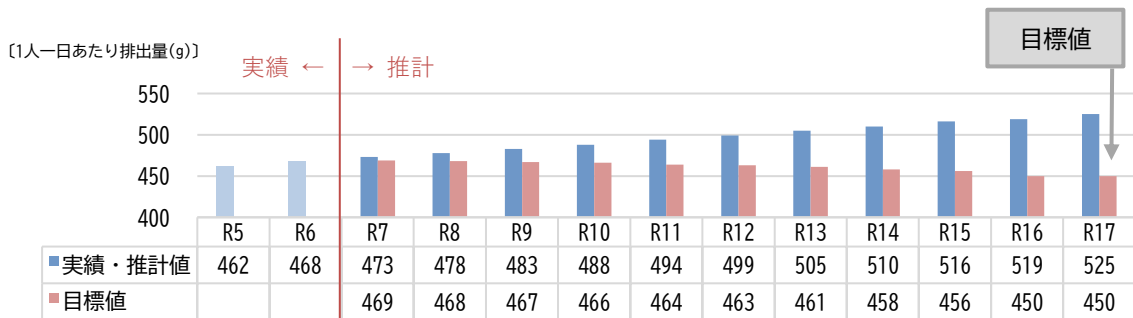
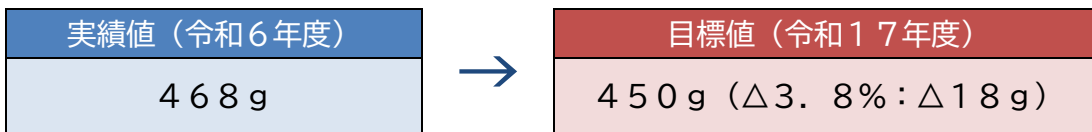
③資源回収については、各地区の集積所分については、過去10年間の回収量及び人口から単回帰直線を引き出し、その回帰式により将来の回収量を予測しました。集団回収分については、子ども会の活動が主であり、今後、団体数が増加することは想定できないため、コロナ禍以降の過去5年間の回収量の平均値を算出し、据え置きとしました。その結果、令和17年度は416 t（令和6年度比△7.8%）となりました。

3. ごみ排出抑制目標

ごみ排出量の将来推計を踏まえ、排出抑制の目標を設定します。

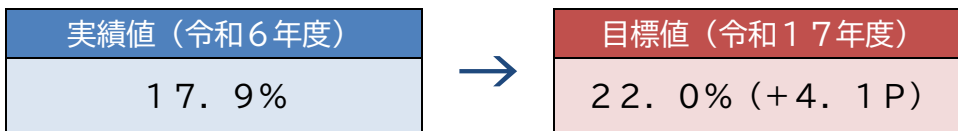
【目標1】 1人1日あたりの生活系ごみ排出量（可燃・不燃）

生活系ごみの排出量は、人口減少に伴い、総量としては減少すると推計されますが、1人1日あたりの排出量は増加すると推計されます。ごみの排出は、処理施設への賦課、さらには、環境にも影響を及ぼすこととなります。排出抑制を促進し、コロナ禍前の平成30年度から令和元年度時点の1人1日あたりの排出量程度まで削減することを目指します。

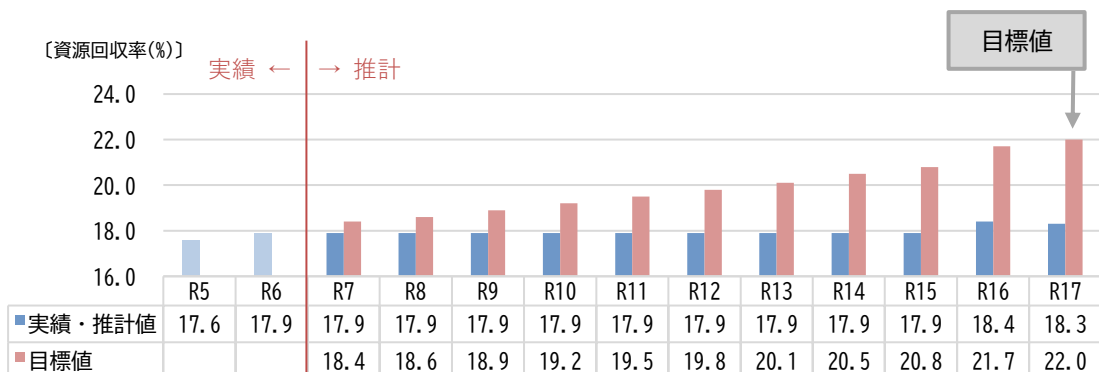


【目標2】 資源回収率（古紙・布類・空き缶・ガラスびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装類・製品プラスチック）

資源回収量は、人口減少や集団回収実施団体の増加が見込めないことから減少傾向と推計されますが、資源回収率は、今後、不燃ごみであった製品プラスチックが資源回収対象となること等から、増加すると推計されます。しかしながら、循環型社会形成にむけて、一層の資源化を進めていくことが必要です。資源化及び再生利用の促進を図り、前期計画の始期であった平成27年度時点の資源回収率程度を目指します。



※資源回収率＝資源回収量÷（資源回収量＋生活系ごみ）



第5章 ごみ排出抑制のための方策

1. ごみ排出抑制の方針

基本方針を次のとおり定め、施策を推進します。

◆基本方針1 周知啓発の推進

◆基本方針2 ごみの減量

◆基本方針3 リサイクル等の推進

◆基本方針4 ごみの適正処理

2. ごみ排出抑制に向けた取組

基本方針に沿った施策を実施し、排出抑制に取り組めます。

◆基本方針1 周知啓発の推進

施策1 4R等の理解・啓発の推進

ごみを減らすためには、一人ひとりがごみを減らす意識を持つことが重要です。町報、HPによるごみ減量の周知、白鷹町美しい郷づくり推進会議による環境フェアの実施などを通し、ごみ減量の主な取組となる4Rの周知啓発を図ります。

また、ごみ処理の状況を知ることも、ごみ減量意識の醸成に繋がります。町から排出されるごみの状況、置賜広域行政事務組合のごみ処理の状況を周知し、ごみ処理には多くの経費・負担がかかっていること、自分たちの生活はその上に成り立っている事への理解を促進し、ごみを減量することの重要性の認識を広めます。

● 4R (リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル) の周知広報

町報、HP、SNSなどを活用し、4Rについて広く周知します。

- ① Refuse (リフューズ)：〔発生抑制〕 必要のないものを断る
- ② Reduce (リデュース)：〔減量〕 生産、流通、消費段階でごみの量を減らす
- ③ Reuse (リユース)：〔再利用〕 繰り返し使う、修理して使う
- ④ Recycle (リサイクル)：〔再生利用〕 資源として活かす

● 環境フェアなどを通じた啓発の実施 (白鷹町美しい郷づくり推進会議)

環境保全等の取組の推進母体である「白鷹町美しい郷づくり推進会議」において、環境フェアなどを実施し、ごみ減量等について啓発します。

●職員による出前講座

コミュニティセンターや各団体からの求めに応じ、職員による出前講座を実施します。

●ごみ処理施設等の見学推奨

置賜広域行政事組合が管理運営している長井クリーンセンターや千代田クリーンセンターなどのごみ処理施設等の見学を推奨し、ごみ処理の実態を知ってもらう機会を創出します。

●町報、HPによるごみの排出量実績の周知

毎年度、町から排出されるごみの量について周知し、排出量の実態を知ってもらい、ごみ減量への理解の促進を図ります。

●減量活動の紹介

ごみ減量に取り組む団体、事業所等について、町報等により周知します。

●県が実施する取組の積極的な周知

県による「ごみゼロやまがた県民運動」や各キャンペーン等について、町報等により周知します。

◆基本方針2 ごみの減量

施策2生活系ごみの減量

生活系ごみの減量化には、家庭から出る生ごみ減量の取組が重要です。生ごみの水分量は70%～80%と言われており、生ごみの水切りを徹底することで、ごみの重量を減らすことができます。また、家庭からの食品ロスは、1人1日あたりおにぎり約1個分と言われています。買い過ぎやつくり過ぎがないよう心がけることが必要です。

コンポスターの利用により、生ごみを堆肥として資源化することができます。電気式生ごみ処理機は、生ごみの重量を減らすとともに、肥料としても再利用できるものです。これらを活用することも、家庭からのごみを減らす効果的な取組です。また、簡易包装をする、使い捨て製品の使用を控えマイボトル・マイバックなどを使用する、詰め替え製品を利用する、なども重要な取組です。

近年、海洋プラスチック問題が世界的な課題となっていますが、海岸漂着物には、陸域部から流れ込んだごみが多く含まれていると言われています。プラスチックごみの削減は、ごみの減量だけでなく、環境問題の解決にも繋がります。

●生ごみ水切りの徹底

生ごみの水切りの方法など、HP等で周知します。

●食品ロスの周知（買いすぎない、つくり過ぎない）

残っている食材から優先利用する、無駄なく使い切る、余った食品はフードドライブを利用する、など、家庭でできる食品ロスの取組について周知します。

●コンポスターの利用促進、電気式生ごみ処理機の利用促進

コンポスターの購入助成を継続実施するとともに、電気式生ごみ処理機について周知し、生ごみ減量を促進します。

●簡易包装、マイボトルやマイバックの使用、詰め替え製品利用、プラスチックごみの削減

ごみを減量する日常の消費行動として、これらの取組の普及促進を図ります。

施策3 事業系ごみの減量

環境保全が世界的な課題となっている中、環境問題に積極的に取り組むことは、企業のイメージアップに繋がります。また、ごみの減量に取り組むことにより、ごみ処理のコスト削減、有価物の売却収益の増も期待されるほか、循環型社会の構築に向けた社会貢献にもなります。

事業系ごみの減量は、事業者の判断に委ねる部分もありますが、生産・流通・販売過程でのごみの抑制（簡易包装・レジ袋削減・食品ロス防止）や、イベントでのリユース食器利用など、事業者の理解・協力を求めています。

また、「3010運動」について、食品提供側である飲食店には利用客への運動の呼びかけについて、利用者には運動の実践について、周知啓発を行います。

●事業活動における減量の促進

置賜広域行政事務組合作成の事業系ごみのガイドラインなどの周知を図り、適正分別とともに、リサイクル等を進めることによるごみの減量を促進します。

●簡易包装やレジ袋削減

簡易包装や、消費者へのマイバック持参の呼びかけを推進します。

●食品ロスの防止（3010運動、もったいない山形への協力など）

在庫管理の徹底により、売れ残りを減らすなどの取組を促進するとともに、「3010運動」や県の取組である「もったいない山形」への協力について、呼びかけます。

●イベント等でのリユース食器利用

イベント等でのリユース食器の利用について周知し、理解・協力を求めます。

◆基本方針3 リサイクル等の推進

施策4 生活系ごみのリサイクル

ごみを減らすためには、資源回収の対象となるものは、できる限り資源回収に出すことが重要です。ごみ分別の徹底を周知し、資源回収を促進します。置賜広域行政事務組合の調査では、可燃ごみのうち、約6割を古紙・布類が占めるという結果が出ています。古紙・布類は資源回収対象であるため、適正に分別し、資源回収に出してもらうよう周知します。

また、現在、各地区集積所や地域の集団回収のほか、スーパー等の店頭での回収も定着しています。その他、福祉施設における空き缶回収、酒販売店等での一升びんやビールびんの回収など、様々な回収先があります。回収先について広く周知し、資源回収の促進を図ります。

不要となった物を、必要としている人に使ってもらうことはリユースに繋がります。ごみの減量になります。現在、リサイクルショップやフリマアプリが普及、定着しています。これらの活用を促進し、リユースの推進を図ります。

その他、白鷹町美しい郷づくり推進会議における小型家電回収等を実施し、循環型社会の形成を目指します。

●資源回収の促進（紙ごみ回収、製品プラスチックなど）

可燃ごみの約6割を占める古紙・布類の資源回収を促進します。置賜広域行政事務組合と連携し、不燃ごみである製品プラスチックの資源回収への移行に対応します。

●集団回収への支援

集団回収実施団体への奨励金を継続実施し、地域における資源回収の取組を支援します。

●店頭回収等の周知（スーパー・福祉施設（空き缶）・酒販売店（ビールびん・一升びん）など）

スーパー、コンビニでの店頭回収のほか、福祉施設や酒販売店における回収について周知し、資源回収促進を図ります。

●リサイクルショップやフリマアプリ等の活用

リサイクルショップやフリマアプリ等の活用によるリユースについて、周知を図ります。

●小型家電回収等によるリサイクル推進

白鷹町美しい郷づくり推進会議による小型家電回収や使用済み天ぷら油回収、庁舎内への小型家電回収ボックス設置などにより、リサイクルの促進を図ります。

施策5 事業系ごみのリサイクル

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、事業者は、事業活動に伴い生じた廃棄物の再生利用と減量に努めることが規定されています。ごみを減らしリサイクルを進めることは、ごみ処理に係るコストの削減にも繋がります。置賜広域行政事務組合作成の事業系ごみのガイドラインを周知し、適正分別、資源回収、再生利用を促進します。

●ガイドラインの周知・活用

置賜広域行政事務組合作成のガイドラインの周知の徹底、活用の促進を図ります。

●店頭回収の推進

店頭における資源回収を推奨し、リサイクルを推進します。

【※店頭での回収は、生活系ごみの回収であり、厳密には事業系ごみとは異なりますが、事業におけるリサイクル活動であるため、施策5の一つとして捉えることとします。】

◆基本方針4 ごみの適正処理

施策6 適正な収集運搬

ごみの収集運搬を効率的かつ円滑に行うためには、適正なごみの分別を徹底する必要があります。身の回りの多くの製品に使われているリチウムイオン電池については、不適正な分別・廃棄により、収集運搬中やごみ処理施設において発火する危険性があります。また、不燃ごみの不適正な廃棄により、ごみ処理施設の破碎設備が故障し、長期間にわたり、不燃ごみを積み置きしなければならない事態も起きています。収集運搬、ごみ処理に支障が生じないように、適正分別の徹底を図ります。

分別の徹底にあたっては、一人ひとりが分別方法を認識する必要があります。ごみ分別ハンドブックや、公式LINEによるプッシュ通知などのデジタルツールを活用しながら、分別方法の周知を図ります。

現在、不燃ごみの対象である製品プラスチックについては、今後、資源回収の対象となる予定です。また、その他の品目についても、今後、分別方法が変わる可能性もあります。分別方法が変わる場合は、町報、HP、SNSなどを利用し、十分な周知を行います。

●分別徹底の周知

家電リサイクル、リチウムイオン電池など、特殊なごみの分別、廃棄方法について周知徹底します。分別方法について広く認識されるよう、デジタルも活用しながら周知します。

●効率的な収集運搬、収集業者への指示

ごみ出しルールの遵守について、周知啓発を行います。効率的な収集運搬について、収集業者と調整するとともに、必要に応じて収集業者へ適切な指示を行い、円滑な収集運搬を実施します。

●ごみ出し困難世帯対応

今後、増えると思われる高齢者等のごみ出し困難世帯の対応について、ボランティア団体の活動状況も踏まえ、関係各課とともに検討します。

●エネルギー回収の推進（置賜広域行政事務組合施設）

置賜広域行政事務組合と連携しながら、焼却処理施設における焼却熱エネルギー発電など、ごみ処理に係るエネルギーの回収、効率的な利用を推進します。

施策7 適正な中間処理・最終処分

適正な中間処理や最終処分が行われるよう、置賜広域行政事務組合と置賜3市5町が連携し、施設の管理運営及び整備を行います。

最終処分場への埋め立ての約6割が、可燃ごみから生じる焼却灰です。最終処分場には限りがあるため、できるだけ焼却灰を減らす必要があります。処分の実態を周知することにより、ごみ減量の意識の醸成を図ります。

●置賜広域行政事務組合と置賜3市5町連携による処理施設の整備及び管理

関係団体と連携しながら、各施設の整備や今後予定されている焼却施設の基幹的改良工事等に対応します。可燃ごみの減量に取り組み、埋立量の削減を図ります。

施策8 不法投棄防止

不法投棄防止のため、県、警察、白鷹町衛生組合連合会などの関係機関・団体と連携し、情報交換や巡回パトロールを行います。不法投棄されやすい場所には、啓発看板の設置等を行うなど、不法投棄をさせない環境づくりに取り組みます。

空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨ても不法投棄になります。家庭菜園で使用した農業用マルチ等が散乱している事例も見受けられます。適正廃棄の周知徹底を図るとともに、地区や団体等のごみ拾いボランティア活動に対し、引き続き、衛生組合連合会による支援を行い、環境美化を推進します。

●不法投棄防止の情報交換、巡回パトロール、看板設置

関係機関・団体と連携しながら、不法投棄防止の取組を推進します。

●ごみ拾いボランティア活動への支援

地区や子ども会育成会、ボランティア団体等による地区内のごみ拾い活動に対し、衛生組合連合会による支援を行います。

施策9 災害廃棄物処理

巨大地震や豪雨による河川の氾濫など、大規模な災害が起きた場合、大量の災害廃棄物が発生するおそれがあります。「白鷹町地域防災計画」との整合性を図りながら、災害に備えた廃棄物の処理体制について検討します。

●災害廃棄物の処理体制整備

県の研修等を参考に、大規模災害を想定した災害廃棄物処理体制を検討します。

3. ごみ減量化・資源化の役割分担

本計画を実効性のあるものとしていくため、町・町民・事業者が、協力して施策を推進していきます。

<町の役割>

- 町民や事業者が、積極的にごみ減量化・資源化に取り組むことができるよう、周知啓発を行うとともに、減量化等に関する情報提供を行います。
- 効率的な収集運搬、中間処理、最終処分に努め、環境負荷の軽減を図ります。
- 役場業務のごみ減量化・資源化に取り組みます。

<町民の役割>

- ごみの課題について、町民一人ひとりが「自分ごと」として捉え、できるだけ長く使う、資源として活かすといった4Rの理解・実践を通し、ごみの減量化・資源化に努めます。
- 食品ロスの防止など、日常生活におけるごみ減量の消費行動に努めます。
- ごみの適正分別を徹底するとともに、資源回収やごみ拾い活動、不法投棄の防止に協力します。
- 町が実施するごみ減量化・資源化の施策に協力します。

<事業者の役割>

- 生産・流通・販売などの各過程において、ごみの排出抑制に努めます。
- 排出者として、ごみの適正分別を徹底するとともに、4Rを推進し、積極的なリサイクル活動に努めます。
- 町が実施するごみ減量化・資源化の施策に協力します。

第6章 ごみの適正処理の推進

1. 収集運搬計画

(1) ごみの分別種類及び収集回数

ごみの分別種類及び収集回数は、中間処理施設との調整、収集運搬の効率性などを考慮し、次のとおりとします。

廃棄物の種類		収集主体	排出形体	収集回数
生活系	可燃ごみ	委託	指定袋	週2回
		自己搬入・許可	—	随時
	不燃ごみ	委託	指定袋	4週に1回
		自己搬入・許可	—	随時
	プラスチック製容器包装類	委託	指定袋	2週に1回
	ペットボトル	委託	指定袋	4週に1回
	資源物（古紙・布）	委託	（古紙）紙ヒモで縛る （布）無色透明な袋	月1回
	資源物（空き缶）	委託	無色透明な袋	月1回
	資源物（ガラスびん）	委託	コンテナ	月1回
	粗大ごみ	委託	粗大ごみ用証紙	月1回
自己搬入・許可		—	随時	
有害ごみ	委託	無色透明な小袋	週2回	
事業系	可燃ごみ	許可	個別	随時
		自己搬入		
	不燃ごみ	許可		
		自己搬入		
粗大ごみ	許可			
	自己搬入			

(2) 収集運搬

①生活系ごみ

可燃ごみ、不燃ごみなどの収集については、集積所方式とし、町が委託した業者による収集運搬とします。

粗大ごみについては、証紙による個別収集とし、町が委託した業者による収集運搬とします。

②事業系ごみ

事業系ごみは、各クリーンセンターに自己搬入するか、許可業者へ委託して運搬します。

③ごみ集積所の設置及び管理

ごみ集積所の設置及び管理は、「白鷹町ごみ集積所設置及び維持管理要綱」に基づき行うものとします。

④各家庭からのごみの排出

家庭からのごみは、午前8時30分までにごみ集積所に出すこととします。

2. 中間処理計画

資源ごみとしてリサイクルできないごみは、適正な中間処理を行い、環境保全に努めます。

中間処理を行う際には、鉄・アルミ等の回収や焼却熱（サーマルリサイクル）の有効利用を図るとともに、ペットボトルやプラスチック製容器包装類を資源化します。

中間処理の対象と処理方法及び中間処理施設は、以下のとおりです（置広「ごみ処理基本計画」）。

(1) 処理対象ごみと処理方法

組合の中間処理施設における処理対象ごみ及び処理方法は、次のとおりとします。

(1) 可燃ごみ

処理方法：焼却処理（一部の区域は資源化）、焼却灰は埋立処分

資源化対策：焼却熱利用（廃熱発電・熱源利用）

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ

処理方法：破碎処理、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立処分

資源化対策：鉄・アルミ・電線回収

(3) ペットボトル・プラスチック製容器包装類

処理方法：資源化施設で手選別後圧縮梱包

資源化対策：（公財）日本容器包装リサイクル協会のルートで資源化

(4) 有害ごみ

処理方法：蛍光管は専用破碎機により破碎処理後、保管

乾電池は手選別後、水銀含有のもののみ保管

処分方法：水銀含有廃棄物として処分委託

(2) 置賜広域行政事務組合の中間処理施設

処理施設名	所在地	施設	対象	規模
千代田クリーンセンター	高畠町大字 夏茂2933 番地	焼却施設	可燃ごみ	225 t/日
		リサイクルプラザ	資源ごみ	ペット：2.2 t/日 プラ製容器：11.3 t/日
長井クリーンセンター	長井市舟場 30番1	粗大ごみ処理施設	不燃ごみ	30 t/5 h
			粗大ごみ	

3. 最終処分計画

循環型社会の形成に向けて、リサイクルを推進し、埋立量の減量化に努めていきます。埋め立てせざるを得ないものについては、環境保全を考慮し、計画的に実施していきます（置広「ごみ処理基本計画」）。

(1) 最終処分対象物

最終処分物は、焼却処理または破碎・選別処理によって減容化、安定化し、無害化処理したものとします。また、土砂・ガレキ等、そのまま埋立処分した方が安定処分できるものは、そのまま埋め立てます。

最終処分の対象物は、基本的には、次のとおりとします。

- (1) 焼却処理施設からの焼却灰
主灰及び飛塵（安定化処理したもの）
- (2) 粗大ごみ処理施設（破碎処理）からの不燃残渣

(2) 維持管理

最終処分は、処分後埋立物が安定するまで環境に悪影響を与えないよう管理していかなければなりません。そのため、現在の処分場が満了した後についても、新たな処分場を整備するとともに、現在の処分場から排出される浸出水は、安定化が完了するまで確実な処理を行うことで、長期的な環境保全に努めるものとします。

(3) 最終処分場の概要

浅川最終処分場の概要は、以下のとおりです。第1処分場の埋め立てが終了し、現在、第2処分場が稼働しています。

【浅川最終処分場第1処分場】

所在地	米沢市大字浅川1908		
処理方法	セル方式によるサンドイッチ工法	浸出水処理施設 接触ばっ気+凝縮沈殿+砂ろ過+滅菌	
処理能力	—	85m ³ /日	
供用開始	第1期：平成5年4月	第2期：平成23年10月（令和3年7月埋立終了）	
埋立面積	総面積 61,070m ²	第1期 40,300m ²	第2期 20,770m ²
埋立容量	総容量 323,430m ³	第1期 234,100m ³	第2期 89,330m ³

【浅川最終処分場第2処分場】

所在地	米沢市大字浅川1644-1		
処理方法	セル方式	浸出水処理施設 カルシウム除去+接触ばっ気+凝縮沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒処理	
処理能力	—	110m ³ /日	
供用開始	令和3年8月		
埋立面積	40,461m ²		
埋立容量	128,734m ³		

(4) 今後の最終処分場について

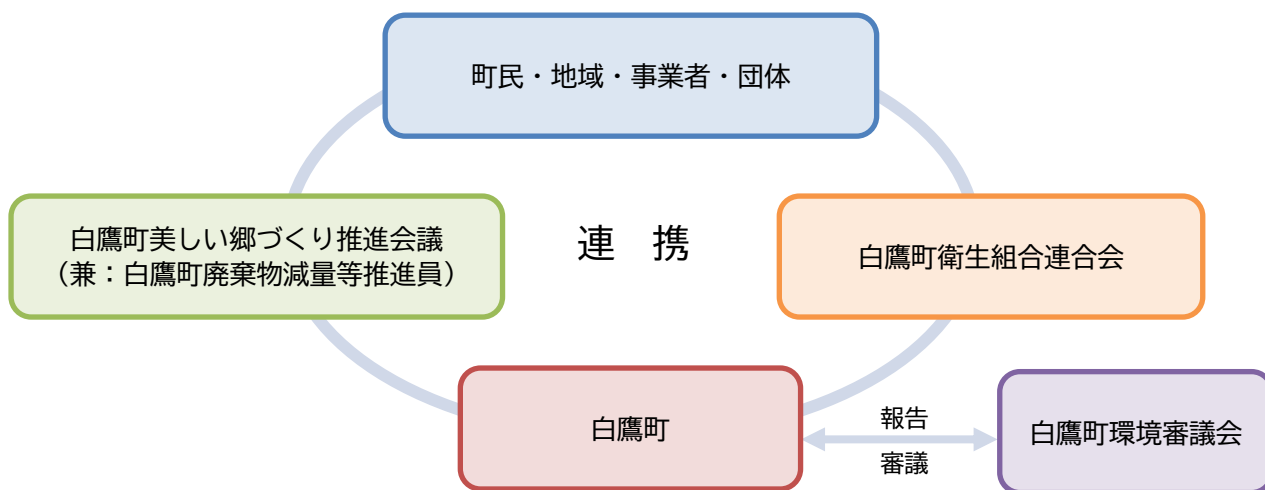
現在使用している浅川最終処分場第2処分場は、令和3年度から18年度までの15年間の稼働を計画しています。稼働終了後の新たな最終処分場については、置賜広域行政事務組合及び3市5町において検討していくこととなります。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

ごみ減量化・資源化を推進するためには、町・町民・事業者が連携し、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

町、環境関連組織、事業者、そして町民一人ひとりが、ごみ減量化・資源化に取り組めます。



◆白鷹町美しい郷づくり推進会議（兼：白鷹町廃棄物減量等推進員）

白鷹町環境基本計画の各取組の推進母体であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び白鷹町廃棄物の処置及び清掃に関する条例に基づく廃棄物減量等推進員として、ごみの減量化・資源化の推進に取り組めます。

◆白鷹町衛生組合連合会

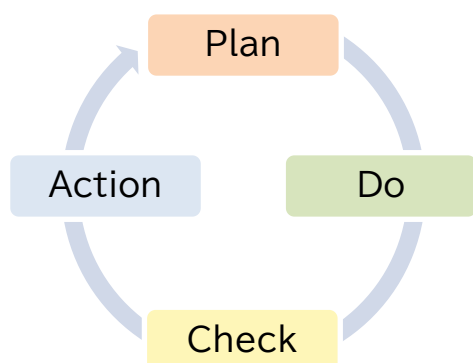
町の衛生行政に協力し、地域の公衆衛生の向上に取り組めます。

◆白鷹町環境審議会

計画に基づくごみ減量化・資源化の進捗状況及び課題等について、より専門的な立場から審議を行うとともに、町民・事業者・行政に対する提言や助言を行います。

2. 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、取組状況について定期的な把握と点検を行う進行管理を行っています。このサイクルを基本に、各主体がそれぞれの立場で計画し、行動し、確認し、継続的な改善に努めます。



Plan・・・具体的取組の策定（ごみ処理基本計画）
Do・・・取組の実施（町・町民・事業者・各団体）
Check・・・取組の点検（環境審議会等）
Action・・・取組の改善（町・町民・事業者・各団体）

資料編

1 白鷹町環境審議会委員名簿

<順不同、敬称略>

No.	役 職	氏 名	所 属	備 考
1	会長	竹田 久次		
2	副会長	新野 好男	白鷹町衛生組合連合会	理事
3		海老名 和好		
4		五十嵐 悦子		
5		後藤 敬一郎		
6		紺野 里子		
7		高橋 彰		
8		齋藤 妙子		
9		小松 寛幸		
10		熊坂 勝則	白鷹町廃棄物減量等推進員協議会 (美しい郷づくり推進会議)	会長

2 白鷹町美しい郷づくり推進会議委員名簿

<順不同、敬称略>

No.	役 職	氏 名	No.	役 職	氏 名
1	会長	熊坂 勝則	10		奥山 守
2	副会長	加藤 仁美	11		菊地 康彦
3		小林 宣好	12		高橋 靖彦
4		佐藤 孝一	13		衣袋 文和
5		須貝 一彦	14		菅原 直弘
6		神居 敦	15		佐藤 久一
7		紺野 喜一	16		鈴木 広貴
8		丸山 勝司	17		小林 正
9		大類 信二	—	—	—

3 白鷹町ごみ処理基本計画の策定経過

年月日	庁内	白鷹町環境審議会 白鷹町美しい郷づくり推進会議	議会等
R7.6.10			総務厚生常任委員会
R7.7.18	第1回白鷹町ごみ処理基本計画策定ワーキング会議		
R7.8.22		白鷹町環境審議会	
R7.10.1		白鷹町美しい郷づくり推進会議	
R7.11.5	第2回白鷹町ごみ処理基本計画策定ワーキング会議		
R7.11.10	第1回白鷹町ごみ処理基本計画策定委員会		
R7.11.21		白鷹町美しい郷づくり推進会議	
R7.12.9			総務厚生常任委員会
R8.1.13	第3回白鷹町ごみ処理基本計画策定ワーキング会議		
R8.1.15	第2回白鷹町ごみ処理基本計画策定委員会		
R8.1.20			パブリックコメント (~R8.2.13)
R8.2.4		白鷹町美しい郷づくり推進会議	
R8.2.12		白鷹町環境審議会	
R8.3.6			総務厚生常任委員会